

D1 ライセンス規定

1. D1 ライセンス登録

- 1) D1 競技会に参加する者は、当該国の D1 代表機関に申請して所定のライセンスの発給を受けなければならない。
- 2) D1 ライセンス取得者は、当該国の D1 代表機関に登録される。
- 3) D1 国際ライセンス取得条件は、当該国の D1 代表機関が D1 ASSOCIATION に申請・承認された者のみとする。
- 4) D1 競技者が保有する D1 ライセンスを発行した代表機関の当該国以外の競技会に出場する場合、その競技者(ドライバー)は D1 国際ライセンスを発行した D1 ASSOCIATION に国際大会競技者として登録されていなければならない。

2. D1 ライセンスの期限と失効等

- 1) D1 ライセンスの有効期限は毎年 1 月 1 日より 12 月末日までとし、シーズン途中で取得したライセンスも取得年の 12 月末日までを有効期間とする。
- 2) D1 ライセンスはその有効期間が満了する以前に更新手続きをおこなうことで、翌年に有効なライセンスが継続確保され、更新期間を過ぎると新規の取得と同様の扱いとなる。
- 3) D1 ライセンスの更新申請は当該国の D1 代表機関に申請し、所定の手数料納付を完了することで有効とされる。

3. D1 ドライバーズライセンスの種別と取得条件

1) D1 国際ドライバーズライセンス

当該国以外の競技会に参加するドライバーは、D1 国際ドライバーズライセンスを保有しなければならず、その取得条件は以下のいずれかとする。D1 国際ドライバーズライセンスは D1 ASSOCIATION のみが発行でき、各国 D1 代表機関は、ライセンス発行の申請を D1 ASSOCIATION におこない、その内容を報告しなければならない。

① D1-SUPER ドライバーズライセンス

- a. 前年度 D1 グランプリシリーズにおいて当該 D1 グランプリシリーズ規則に定められたランキング以上の成績を収めた者で、当該国 D1 代表機関を通じて D1 ASSOCIATION に申請して承認を受けた者。このランキングの水準は D1 ASSOCIATION により決定され、シリーズ規則に反映される。
- b. D1 ASSOCIATION が特別に認めた者。

② D1-GP ドライバーズライセンス

- a. 前年度 D1 グランプリシリーズ以下のシリーズ規則に定められたランキング以上の成績を収め、当該国の D1 代表機関に申請して認められた者。
- b. 当該国競技会にてシリーズランキング上位者を当該国の D1 代表機関が D1 グランプリシリーズ参加レベルとして認めた者。このランキングの水準は、事前にシリーズ規則に明記されることが望ましい。
- c. D1 ASSOCIATION が特別に認めた者。

2) D1 国内ドライバーズライセンス

D1 国内ドライバーズライセンスは、各国 D1 代表機関が独自に発行することができる、その発行条件は当該国の D1 競技会シリーズ規則に定められる。

① D1-A ドライバーズライセンス

国内の全国大会レベルの競技会出場向けのライセンスとして発行される。

② D1-B ドライバーズライセンス

国内の地方戦レベルの競技会出場向けのライセンスとして発行される。

3) 仮ライセンス

D1 競技会参加のために、ライセンス講習会を受講し、ライセンス料金の支払いをした者に対して、講習会当日のみ有効のライセンスとして発行される。

4. D1 ドライバーズライセンス種別による参加制限

- 1) D1 競技会では競技会および選手各層の育成のために、所有するドライバーズライセンスにより競技会毎または競技会シリーズ毎に出場を制限することができる。
- 2) 所有ドライバーズライセンスによる出場制限は、各大会特別規則またはシリーズ規則に定められる。
- 3) D1 国際ドライバーズライセンスは、国際競技ライセンスとしてその発行国外でもライセンスとして認められるが、発効国の D1 代表機関に国外競技会参加承認申請をおこなうことで発行される国外競技会への参加許可証を保有しなければならない。
- 4) 各国 D1 代表機関は D1 国際ドライバーズライセンス保持者以外にも、国外競技会への参加許可証を発行することができるが、参加対象となる開催国の D1 代表機関の了解を得なければならない。
- 5) 国内ライセンスは発給した国内の大会のみ参戦できる(他国のシリーズへの参加は不可)。

| カテゴリー ライセンス種類 | International Series | D1GP (日本のみ) | D1GP ナショナルシリーズ ^a 例)中国シリーズ ^b | 国内の全国大会レベルの競技会 | 国内の地方戦レベルの競技会 |
|----------------------|----------------------|-------------|--|----------------|---------------|
| 国際 D1-SUPER ライセンス | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 国際 D1-GP ライセンス | × | ○ | ○ | ○ | ◇ |
| 国内 D1-A ライセンス | × | × | △ | ○ | ○ |
| 国内 D1-B ライセンス | × | × | × | × | ○ |

△：開催国のシリーズ規則として D1 ASSOCIATION により認められた場合に参加可とできる。

◇：各国 D1 代表機関がシリーズ規則で参加可と定めることができる。

5. D1 審判員ライセンスの種別

D1 ASSOCIATION は、D1 競技会における競技採点、罰則適用、競技運営、抗議への対応等について、D1 規則を遵守し

た平準化と公平公正性の維持向上に資するため、審判員の資格制度を設ける。

1) D1 国際審判員ライセンス

D1 国際審判員ライセンスは D1 ASSOCIATION が発行する。D1 グランプリ格式競技の審判員は、この D1 国際審判員ライセンスを保有していなければならない。

2) D1 国内審判員ライセンス

D1 国内審判員ライセンスは各国 D1 代表機関が発行する。D1 国内格式競技の審判員は、この D1 国内審判員ライセンスまたは D1 国際審判員ライセンスを保有していなければならない。

6. D1 審判員ライセンスの取得条件と申請

1) D1 国際審判員ライセンス

D1 国際審判員ライセンスは、以下のいずれかの条件を満たすことを条件に、当該国の D1 代表機関に申請し、各国 D1 代表機関が D1 ASSOCIATION へ推薦することで D1 ASSOCIATION から発行される。

① D1 国際審判員ライセンス申請条件

- a. D1 国内審判員ライセンスを 2 年以上保有し、D1 公認競技会の審判員としての実績を持ち、D1 国際審判員 2 名以上の推薦を得られる者。
- b. 当該国の D1 代表機関から上記条件によらず特別に推薦された者。

② D1 国際審判員ライセンス翌年度更新条件

- a. 当該年度に D1 国際審判員ライセンスを保有していた者。

2) 国内審判員ライセンス

D1 国内審判員ライセンスは、以下のいずれかの条件を満たすことを条件に、当該国の D1 代表機関に申請し、D1 代表機関から発行される。D1 国内審判員ライセンスを発行した各国 D1 代表機関は、その内容を D1 ASSOCIATION に報告しなければならない。

① D1 国内審判員ライセンス申請条件

- a. 当該国の D1 代表機関が開催する国内審判員講習会を修了した者。
- b. 当該国の D1 代表機関から上記条件によらず特別に推薦された者。

② D1 国内審判員ライセンス翌年度更新条件

- a. 当該年度に D1 国内審判員ライセンスを保有していた者(D1 代表機関の発行審査に合格した者)。

7. 国外競技会における審判員役務従事

D1 審判員ライセンス保有者は、海外の D1 競技会の審判員役務をおこなうことができる。また、D1 競技発展のために国外で D1 非承認競技会の審判員を務めることができるが、いずれの場合も以下の条件内で運用されなければならない。

1) D1 審判員ライセンス保有者は、国外においてもそのライセンスが適用する格式の D1 競技会の審判員役務に就くことができる。但し、事前にライセンス発給者の承認を得るとともに、競技会後に同ルートで競技会の状況を文書で報告しなければならない。

2) D1 審判員ライセンス保有者は、D1 代表機関の無い国での競技会の審判員役務をおこなう場合には、当該者のライセンスを発行した D1 代表機関と、そこを経由して D1 ASSOCIATION に競技会の概要を示して承認を得るとともに、競技会

後に同ルートで競技会の状況を文書で報告しなければならない。

3) D1 審判員が上記に違反した場合には罰則が適用される。